○外務省告示第二百六十六号

令和七年六月二十三日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成二十六年二月十六日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった港湾整備計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月九日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県板野郡上板町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二年七月二十五日農林水産省告示第九百八十八号（一の(一)の1及び2（大牟田市大字今山字鉢カクメ五三二、五三五、字大念佛五六四、五六六の二、五七一を除く。）、二並びに三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県熱海市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

熱海市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字下石高一八の四、一八の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字稗田沢五の一、字上石高一〇の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字一枚田沢一七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡矢祭町大字中石井字舘谷三〇七、三〇八、三一〇、三一一、字高室七五五、七五六、七六〇、七六一、大字東舘字南沢一二の二、五三の一、五三の二、大字内川字遠前一〇二の一、一〇二の二、一二八の一、一二九の